

児童手当制度のご案内

児童手当とは？

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する父母等に手当を支給する制度です。児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れた場合、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

【支給額について（児童一人あたり月額）】

年 齢 区 分		手当月額
3 歳 未 満	第1・2子	月額 15,000 円
	第3子以降（注）	月額 30,000 円
3 歳～高校生年代	第1・2子	月額 10,000 円
	第3子以降（注）	月額 30,000 円

【注】「第3子以降」とは、22歳年度末まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の子のうち、3番目以降をいいます。ただし、18歳年度末経過後から22歳年度末までの子については、監護相当の保護や生計費等の負担がある場合のみ多子計算に含められます。含める場合には「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

【支給時期は？】

毎年、偶数月の年6回に原則口座振込をいたします。毎月振込ではありませんので、ご注意ください。振込日は10日になります。（10日が土日祝の場合は金融機関の前営業日になります）なお、以前は支払日の一週間位前に「児童手当・特例給付支払通知書（ハガキ）」を郵送していましたが、廃止になりました。通帳記帳等により振込をご確認ください。

【児童手当制度では以下のルールを適用します】

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居しているかたに優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育しているかたを指定すれば、そのかた（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

【現況届について】

毎年6月の現況届は原則提出不要になりましたが、一部提出が必要になる場合があります。提出が必要なかたには6月上旬に通知を送付いたします。この届出は6月1日現在の児童の養育状況を確認し、8月分以降も支給要件を満たしているかどうかを調べるための届出です。現況届が提出されないと手当は支給されませんので、忘れずに手続きをしてください。

詳しくは、別紙「令和7年度 児童手当 現況届の提出について」の通知をご確認ください。

【こんな時も届け出が必要になります】

事 項	記入する書類	届け出に必要なもの
出生等により監護する児童が増えたとき	額改定認定請求書	
児童の異動（婚姻、死亡等）があり、監護する児童が減ったとき	額改定届	
児童を養育しなくなった、受給者が転出した、受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届	
受給者が死亡したとき	受給事由消滅届、未支払手当請求書、認定請求書	変更する方の健康保険証、変更する方の通帳
受給者又は児童が氏名住所を変更したとき	氏名・住所変更届	
受給者の振込口座を変更したいとき	金融機関変更届	変更後の通帳

受給者が加入する年金が変わったとき	氏名・住所変更届	
受給者が婚姻や離婚をしたとき	受給事由消滅届、認定請求書	変更する方のマイナンバー、変更する方の通帳
多子加算の算定対象となっている児童の兄姉の監護相当の保護や生計費の負担の状況が変わったとき	監護相当・生計費の負担についての確認書	



「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出されたかたは住所や職業、生計費の負担等の記入した内容に変更が生じた場合、随時変更の手続きをお願いします。

【里帰り出産について】

里帰り出産をして、出生届を邑楽町以外の市町村に提出した場合、その場では児童手当の申請をすることができません（児童手当の申請は、養育者の住民登録のある市町村でしか行えません）。必ず、出生日の翌日から15日以内に邑楽町で申請してください。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当の支給はできません。

【現況届についてよくある質問】

Q 1 : 健康保険証の写しを貼付ける必要はありますか？
A 1 : 健康保険証の写しを貼付ける必要はありませんが、『〇〇国民健康保険組合』（全国土木建築国民健康保険組合を除く）の健康保険証をお持ちのかたで厚生年金に加入している場合、「年金加入証明書願」に勤務先から証明を受ける必要があります。
Q 2 : 現況届の提出が期限に間に合いません。
A 2 : 提出期限を過ぎてしまった場合でも、現況届は必ずご提出ください。ただし、提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。なるべくお早めにご提出ください。また、現況届の提出がないまま2年が経過すると、時効により受給権が消滅しますのでご注意ください。
Q 3 : 現況届を提出できているかどうか、電話などで確認できますか？
A 3 : 皆様からご提出いただいた現況届を数ヶ月かけて順次審査しているため、お問い合わせの都度確認することは困難です。予めご了承ください。なお、記載内容や添付書類に不備がある場合は、順次ご連絡させていただきます。不備なくご提出いただいた方は、定期払い時に振込いたしますので通帳記帳等にてご確認ください。
Q 4 : 現況届の用紙を紛失してしまいました。
A 4 : ホームページからダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口に用紙がありますのでお越しただいて手続きいただくことも可能です。また、用紙の再送希望の方はご連絡ください。
Q 5 : すでに邑楽町外に転出しているのですが、邑楽町への現況届の提出は必要ですか？
A 5 : 令和7年6月1日時点で邑楽町に住所がある場合、現況届の提出対象となりますので、忘れずに提出をしてください。なお、5月31日以前に転出されたかたは提出不要です。

【 問い合わせ先 】 邑楽町役場 子ども支援課 児童福祉係 Tel:0276-47-5023